

# 選挙郵便のご案内

【恩納村議会議員選挙】

日本郵便株式会社

具志川郵便局

## 目 次

1	選挙葉書の使用枚数等	1
	(1) 選挙葉書の使用枚数	
	(2) 選挙用の表示	
2	選挙葉書の交付、表示、返還、再交付等	2
	(1) 選挙葉書の交付	
	(2) 手持葉書への表示	
	(3) 葉書の作成・事前印刷等のご注意	
	(4) 選挙葉書の表示に要する時間	
	(5) 書損葉書の取扱い方	
	(6) 選挙葉書の返還	
	(7) 再立候補の際の選挙葉書の再交付	
3	選挙葉書の差し出し方について	4
	(1) 選挙葉書の早期差し出し	
	(2) 選挙葉書の差し出し	
	(3) 差出票の使用方法	
	(4) 選挙葉書のあて名記載	
	(5) 選挙用の表示位置	
	(6) 郵便番号の記載方法	
	(7) 返還された選挙葉書の再差し出し	
	(8) 選挙葉書の特殊取扱い	
	(9) 選挙葉書の使用期間	
	(10) 選挙終了後返還される書損葉書	
	(11) 郵便サービス見直し後の選挙葉書の土曜日配達について	
4	お願い	9
	(1) 私製葉書の見本等提出	
	(2) 問い合わせ先	
	参考資料 1 選挙運動用通常葉書差出票イメージ	10
	参考資料 2 候補者用通常葉書使用証明書イメージ	11

# 候補者の皆様へ

選挙運動用通常葉書（以下「選挙葉書」といいます。）の取扱い等につきましては、公職選挙法及び公職選挙郵便規則等に定められているところですが、次の点について、お願いがたご利用方法をお知らせいたします。

また、選挙郵便の表示等の取扱いは、**具志川郵便局**（以下、取扱局という）のみの取扱いとなり、他の郵便局での取扱いはできませんのでご注意願います。

## 1 選挙葉書の使用枚数等

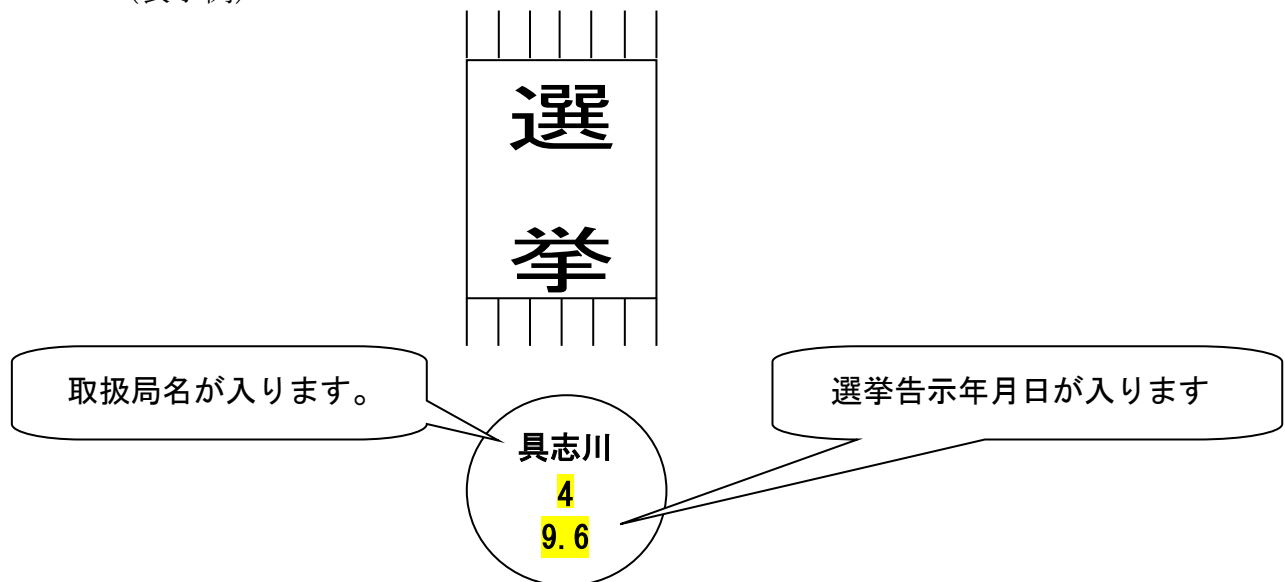
### (1) 選挙葉書の使用枚数

選挙葉書は、選挙運動の期間内に限って、**1人につき800枚使用**できることとされています。この選挙葉書は、取扱局において選挙用の表示をした日本郵便株式会社発行の通常葉書を無償で交付を受けるか、あるいは、お手持ちの私製葉書に選挙用の表示を受けて、ご使用いただけるものです。

### (2) 選挙用の表示

ア 選挙用の表示は、取扱局で通常葉書の表面左側上部に、次の表示をします。

(表示例)



## 2 選挙葉書の交付、表示、返還、再交付等

### (1) 選挙葉書の交付

- ア 選挙葉書の交付を請求される場合は、取扱局に、選挙長（又は各市町村選挙長）の発行する「候補者用通常葉書使用証明書（以下「使用証明書」といいます。）」を提示してください。
- イ 取扱局では、提示された使用証明書に、郵便局名、月日、「交付」の文字及び交付枚数を記入して、取扱者印を押印します（郵便局名、月日の記入に代え、通信日付印を押印することもあります。）。
- ウ 選挙用の表示をした通常葉書と引き換えに次の様式を受領証をご提出願います。  
（注）印鑑を持参してください。
- エ 無投票が確定した際、選挙葉書の交付はできません。

（作成例）

受 領 証	
	令和 年 月 日
具志川郵便局長 殿	
取扱い郵便局名を記入	恩納村議会議員候補
	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 印
下記のとおり受領いたしました。	
記	
選挙運動用通常葉書	○○○○枚
ただし、令和 4 年 9 月 6 日告示による恩納村議会議員選挙に使用するもの。	

### (2) 手持葉書への表示

前記(1)により選挙葉書の全部又は一部の交付を受けないで、お手持ちの通常葉書を選挙葉書として、使用される場合は、次のとおりです。

- ア お手持ちの葉書と使用証明書を取扱局に提出していただければ、使用証明書に、郵便局名、月日、「表示」の文字及び表示枚数を記入し、取扱者印を押印して、選挙用の表示をした葉書とともにお返しいたします（郵便局名、月日は通信日付印によることもあります。）。  
なお、この場合、その場でただちに差し出されても、いったん持ち帰って改めて差し出されても差し支えありません。
- イ 選挙の表示をする場合に、葉書を汚損することがありますから、若干の予備をお持ちくださるようお願いいたします。
- ウ 無投票が確定した際、選挙用の表示はできません。

### (3) 葉書の作成、事前印刷等のご注意

- (ア) 選挙葉書に使用のお手持ちの通常葉書は、私製のものでも日本郵便株式会社発行のものでも差し支えありませんが、日本郵便株式会社発行の通常葉書の場合はその料額印面は無効となってしまいますので、お手持ちの葉書を使用される時は、なるべく私製葉書をご使用ください。
- (イ) 葉書の表面に通信文等を記載（印刷）される場合は、下部2分の1（横に長く使用する場合は左側部2分の1）と定められておりますから特にご注意ください。ただし、受取人住所・氏名・郵便番号と明瞭に判別できるよう記載する場合は、2分の1を超えても差し支えありません。
- (ウ) 私製葉書には、料金別納、料金計器別納及び料金後納の表示のないもの並びに左上部に製造業者のマークのないものをご使用ください。
- (エ) 私製葉書の規格は、郵便約款に定められておりますが、特に次の点をご注意願います。
- A 長辺 14 センチメートル以上 15.4 センチメートル以内、短辺 9 センチメートル以上、10.7 センチメートル以内の長方形の紙であること。
  - B 紙質及び厚さは、日本郵便株式会社発行の通常葉書と同等以上であること。
  - C 重量は 2 グラム以上 6 グラム以内であること。
  - D 葉書の表面の色彩は、白色又は淡色であること。  
白色又は淡色でないものは使用できませんので、ご注意ください。
  - E 葉書表面の上部又は左側部（横長に使用するものは右側部）の中央に「郵便はがき」又はこれに相当する文字を明瞭に表示したものであること。
- (オ) 選挙葉書の表面記載事項等  
選挙葉書の表面に記載できる事項及び他物を添付できる範囲等については、一般の通常葉書と同様、一定の条件がありますので、印刷等に際してはあらかじめ取扱局と打ち合わせるとともに、ご不明の点がございましたらお問い合わせください。

### (4) 選挙葉書の表示に要する時間

お手持ちの通常葉書へ取扱局で「選挙」の表示をしてお渡しするまでには、相当の時間がかかりますのでお待ち願うこともありますから、あらかじめご承知おき願います。

**取扱時間：平日の午前9時～午後5時まで**

#### (5) 書損葉書の取扱い方

選挙用の表示を受けた葉書を、誤って印刷したり、書き損じたり、又はき損した場合（以下「書損葉書」といいます。）は、その書損の枚数に限って、次のとおり別のお手持ちの通常葉書に新たに選挙用の表示を受けて選挙葉書として使用することができます。

ア お手持ちの通常葉書に書損葉書及び使用証明書を添えて取扱局に提出してください。

イ 取扱局では、提出されたお手持ちの通常葉書に選挙用の表示をして、使用証明書に、郵便局名、月日、「表示」の文字及び表示枚数（かたわらに「書損」と付記します。）を記入し、取扱者印を押印して選挙用の表示をした通常葉書とともにお返しいたします（郵便局名・月日の記入に代えて、通信日付印を押印することもあります。）。

ウ 書損葉書は、選挙運動期間中、取扱局で保管し、選挙終了後お返しいたします。この場合、書き損じ等した選挙葉書又は未使用の選挙葉書は他の切手類と交換できません。

#### (6) 選挙葉書の返還

選挙葉書の表示又は交付を受けた後、立候補を辞退したときは、その葉書全部に使用証明書を添えて取扱局に至急返還くださるようお願いいたします。この場合、その一部が使用済みであるときは、選挙運動に使用したことを明記した明細書を添えて残部をお返し願います。

なお、使用証明書は、その余白に返還枚数を記載し、かつ、通信日付印を押印してお返しいたします。

#### (7) 再立候補の際の選挙葉書の再交付

立候補を辞退した後、再び立候補したときは、取扱局に次のとおり請求することができます。

ア 選挙葉書の交付の方法は、前記(1)と同様です。

イ さきに返還された通常葉書に限り、再交付の請求ができます。

### 3 選挙葉書の差し出し方について

#### (1) 選挙葉書の早期差し出し

選挙葉書はできるだけ早く差し出されるようお願いいたします。選挙期日の前日の配達便に間に合うように差し出してください。

なお、送達所要見込日数等については、取扱局へお尋ねください。選挙葉書を選挙期日に切迫して差し出された場合は、選挙運動の期間内に配達できないことがあります。また、転送処理により更に送達に日数を要する場合がありますのでご了承ください。

## (2) 選挙葉書の差し出し

選挙葉書は、必ず取扱局に「選挙運動用通常葉書差出票（以下単に「差出票」といいます。）」を添えてお出してください。

この場合、一時に多数お出しになるときは、100通又はその端数ごとに1束に束ねてお出くださるようお願いいたします。取扱局では差出票の備考欄に通信日付印を押印した上でお返ししますが、差出制限枚数に達した差出票は、取扱局で保管することとなります。なお、選挙葉書をポストに差し入れますと、お返しすることになりますのでご注意願います。

なお、選挙の無投票が確定した際、選挙葉書の差し出しはできません。

## (3) 差出票の使用方法

差出票の使用には、次のことに十分注意してください。

ア 差出票1枚の差出制限枚数は100通ですから、1枚についての差出通数の累計が100通になるまでは、その差出票を使用することとなりますが、同時に100通を超えて差し出す場合、あるいは差出通数の累計が100通を超える場合は、その超える分の100通あるいは100通以内の通数ごとに別の差出票を使用していただくことになっております。

イ 差出通数欄には、1回の差し出しごとの差出通数（ただし、1枚の差出票には100通を超えた数を記入することはできません。）を記入し、また、差出合計数欄には、その差出票による差出通数の累計（その差出票により実際に取扱局の窓口へ差し出すものであり、既に差し出し済みのものの累計ではありません。）を記入してください。

ウ 同時に200通以上を差し出すときは、100通の倍数となる通数（全通数から100通未満の端数を除いた通数になる。）のものについては、その通数に相当する枚数の差出票をとじ合わせ、1枚目の差出票の最初の記入欄にその通数を記入し、2行目以下に、とじ合わせた差出票の枚数を記入して、かたわらに差出人の印を押し、2枚目以下の差出票の記入欄に朱色の斜線を引いて差し出すことができます。

エ 差出通数及び差出合計数を訂正したときは、訂正印を押してください。

オ 1回の差出通数が少なく、差出票の設欄の全部を使用しても、なお、差出制限枚数（100通）に達しないことが予想されるときは、差出票は、当初又は途中からその設欄をさらに適宜分割して使用しても差し支えありません。ただし、紙をはりつけて使用することはできません。

## (4) 選挙葉書のあて名記載

郵便物の受取人と差出人の氏名及び住所・居所は、詳細に、かつ明瞭に記載してください。

ア 受取人がアパート等にお住まいの場合は、そのアパート等の名称・室番号を、また、同居されている場合は、その旨（〇〇様方等）を忘れずに記載してください。

イ 住居表示制度の実施により町名、地番が変更されている区域については、新町名・番地で記載してください。

ウ 電話番号簿（住所等が省略されている場合があります。）や古い名簿等によりあて名を記載していたために、配達できなかった例が少なからずありますので、ご注意

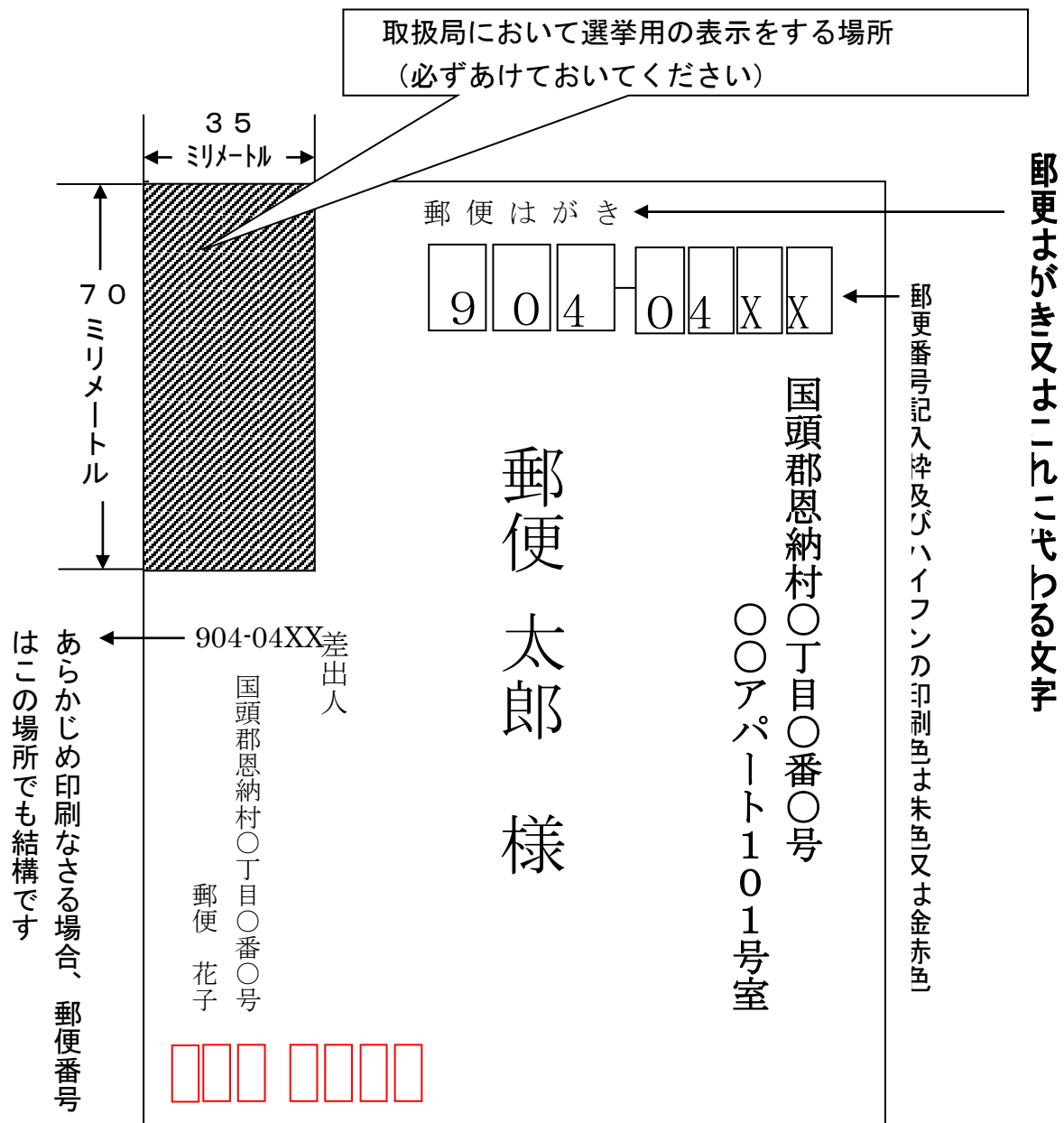
ください。

(5) 選挙用の表示位置

通常葉書の表面には選挙用の表示をしますので、お手持ちの葉書に表示を依頼される場合は、あらかじめ所定の場所をあけていただくようお願いいたします。

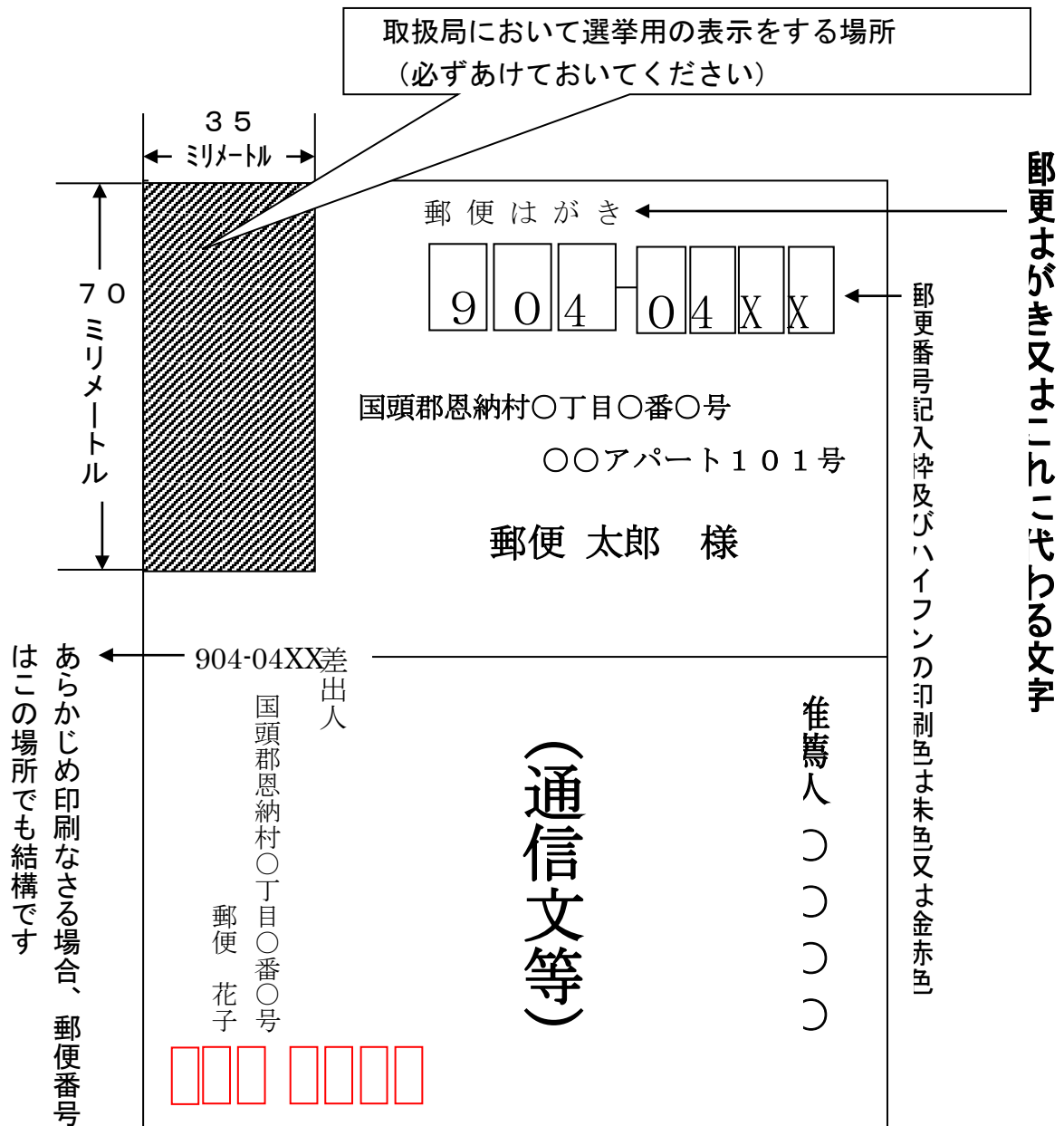
※あて名を記載する場合には、表示位置にかからないよう十分ご注意ください。

あて名をたて書きにする際には、下記の例を参考にしてください。





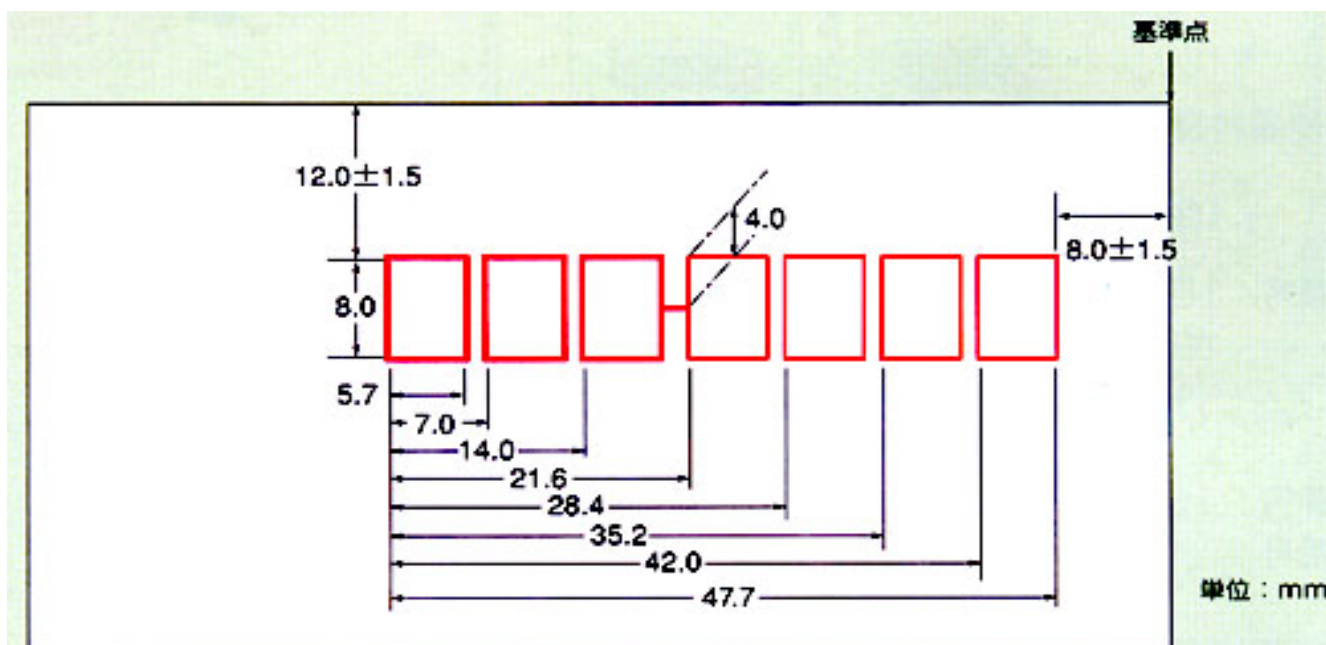
あて名をよこ書きにする際には、次の例を参考にしてください。  
 (表面下部に通信文等を記載した例です)



(6) 郵便番号の記載方法

郵便番号は住所の一部です。受取人及び差出人の郵便番号を、忘れずに記載するようお願いいたします。

なお、郵便番号枠を作成する際は、下記を参考にしてください。



郵便番号記入枠のうち、上3けたの枠及びハイフンの太さは、 $0.4 \sim 0.6$ mmとし、下4けたの枠の太さは、 $0.2 \sim 0.4$ mmとします。

(注1) 図に示す寸法のうち、上端から記入枠までの $12.0$ mmと右端から記入枠までの $8.0$ mmの許容寸法誤差は、 $\pm 1.5$ mmとします。

また、記入枠とその相互間の寸法は、標準寸法とします。

なお、枠の寸法を測る場合は、枠線の内側を基点とします。

(7) 返還された選挙葉書の再差出し

配達することができないため返還された選挙葉書は、記載された受取人の氏名及び住所等を訂正して、再度差し出される（以下、「再差出し」といいます。）場合がありますが、これは、再差出しをしようとする葉書と交付された日本郵便株式会社発行の選挙葉書又は選挙用の表示を受けたお手持ちの葉書との合計総数が、前記1(1)の使用枚数（**800**枚）の範囲内である場合です。

ア 選挙葉書の再差出しをしようとするときは、あて所等に必要な訂正を加え、返還印等を抹消した上、表面の見やすいところに「再差出し」と朱記してください。

イ アの葉書に差出票を添えて、取扱局に提出してください。

ウ 取扱局では、前記3(2)と同様に処理します。

(8) 選挙葉書の特殊取扱い

選挙葉書は、書留又は速達など特殊取扱いとして差し出すことはできません。

(9) 選挙葉書の使用期間

選挙葉書は、当該選挙の選挙運動の期間内に限り、これを使用することができるものですから、この期間を経過して差し出した場合は、差出人にお返しいたします。

(10) 選挙終了後返還される書損葉書

選挙終了後、取扱局からお返しする書損葉書は、新しい日本郵便株式会社発行の通常葉書等と交換することはできませんのでご了知ください。

(11) 郵便サービス見直し後の選挙葉書の土曜日配達について

令和3年10月1日より郵便サービスの見直しにより、通常郵便の土曜日配達が休止になりますが、選挙葉書につきましては、翌日が投票日にあたる選挙運動最後の土曜日であると判断できる場合は、今まで通り土曜日にも配達を行います。

**4 お願い**

以下のことは、選挙葉書の差し出しを、推薦者又は知人等にご依頼される場合にも、ご注意していただくようお願いいたします。

(1) 私製葉書の見本提出

規定違反の私製葉書を作成し、差し出すことができなかったという事例も発生しています。

私製葉書を作成する際には、印刷する前に印刷見本等を郵便局にお見せいただき、項番2の(3)に挙げる差出条件を満たしているか(規定に違反していないか)、必ずご確認いただきますようお願いいたします。

(2) 問い合わせ先

選挙事務所を設置された場合、選挙事務所を移転された場合は、下記の取扱局へご連絡いただき、連絡先をお伝えください。

その他、ご不明な点等ございましたら、下記の問い合わせ先まで遠慮なくお尋ねください。

郵便局名	担当者名	電話番号
具志川郵便局	郵便部 (潮平、兼島)	0570-943-117



候補者用通常葉書使用証明書イメージ（様式例）

第 号

## 候補者用通常葉書使用証明書

恩納村議会議員選挙  
候補者氏名

上記の者は、令和4年9月11日執行の恩納村議会議員選挙の候補者であって、公職選挙法第142条第1項の規定による通常葉書を使用することができる者であることを証明する。

令和 年 月 日

恩納村議会議員選挙  
選挙長

印

選挙用の表示をする郵便局名	配達事務を取り扱う日本郵便株式会社の郵便局			
局名及び月日	区別	枚数	取扱者印	備考